四　第２号加入者であって、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第３号に規定する第３号厚生年金被保険者であるもの　１万２千円

五　第３号加入者　２万３千円

第79条中「口座振替」の下に「（連合会が認める事業主においては、連合会が指定する口座への振込。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の４項を加える。

２　前項の規定により納付するものとされている掛金のうち異動その他やむを得ない理由により第２号加入者が事業主払い込みを行う場合であって当該加入者を使用する事業主が前項の規定により定められた期日に連合会に納付することが困難であるものとして連合会が指定するものについては、当該加入者は、連合会に申し出て当該掛金の納付を停止することができる。

３　前項の規定により納付を停止した掛金については、第２号加入者は、同一年内のうち連合会が定める日までに連合会に申し出て事業主払込により納付することができるものとする。

４　前２項の規定による申出は、申出を行う第２号加入者の氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

５　連合会は、事業主が第１項の掛金の納付を行わない場合には、第２号加入者への通知その他の必要な措置をとることができる。

第80条第２項中「第30条第４項第２号ロ」を「第30条第５項第２号ロ」に改める

第89条第１項第１号ロ(6)中「連合会」の下に「、企業年金連合会」を加える。

第91条第１項第１号イ中「昭和32年政令第135条」を「昭和32年政令第135号」に改め、同項第３号ル中「同法第２条第18項」を「同条第20項」に改め、同号ナ中「第２条第22項」を「第２条第24項」に改め、同項第４号中「払込み」を「共済掛金の払込み」に改める。

第99条第９号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金、退職金共済若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同条に次の１号を加える。

十　第63条第１項第２号及び第３号（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに今期日における法第33条第１項の通算加入者等期間（当該個人型記録関連運営管理機関が行う記録関連業務に係る部分に限る。）

第99条に次の５項を加える。

２　法第27条の規定による通知は書面により行うものとする。

３　個人型記録関連運営管理機関は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該個人型年金加入者等の承諾を得て、第１項に掲げる通知すべき事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一　電子情報処理組織（個人型記録関連運営管理機関の使用に係る電子計算機と、個人型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　個人型記録関連運営管理機関の使用に係る電子計算機と個人型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回路を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　個人型記録関連運営管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて個人型年金加入者等の閲覧に供し、当該個人型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（第５項の規定による承諾又は第６項の規定による申出をする場合にあっては、個人型記録関連運営管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク等をもって調整するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

４　前項に掲げる方法は、個人型年金加入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

５　個人型記録関連運営管理機関等は、第３項の規定により第１項に掲げる通知すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該個人型年金加入者等に対し、第３項に掲げる電磁的方法のうち当該個人型年金記録関連運営管理機関が使用するもの及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

６　前項の規定により個人型年金加入者等の承諾を得た個人型年金記録関連運営管理機関は、当該個人型年金加入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該個人型年金加入者等に対し、第１項に掲げる通知すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該個人型年金加入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

第101条中「個人別管理資産」を「個人型年金の個人別管理資産」に改める。

第106条に次の１項を加える。

２　租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第107条の２第１項中「別表第１の73の項」を「第９条第１項」に改める。

第109条第１項中「給付の請求の申請は」を「老齢給付金の支給の請求は」に、「裁定請求書を裁定業務を行う運営管理機関」を「請求書を個人型記録関連運営管理機関」に改め、同条第２項中「前条第１項の請求には」を「前項の請求書には」に、「都の特別区及び」を「特別区の区長を含むものとし、」に、「区長とする」を「区長又は総合区長とする」に改め、同条に次の２項を加える。

３　前条第１項の規定による老齢給付金の支給の請求（同項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた個人型記録関連運営管理機関が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた個人型記録関連運営管理機関は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等　当該請求者の氏名並びに当該者に係る確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第15条第１項第１号、第２号、第３号（法第４章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第７号、第８号（法附則第２条の２及び第３条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第17号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会　当該請求者の氏名並びに当該者に係る施行規則第56条第１項第１号、第２号、第３号（法第４章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第７号、第８号（法附則第２条の２及び第３条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第16号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項